

1. 資格要件に関する見直し

要点

赤字：厚生労働省の資料に追記

布設工事監督者 水道法施行令 第5条 市条例 第3条

本市では④に該当する給水人口5万人以下の小規模な水道事業者に該当し他分野の実務経験を加味する必要がなくなるため、条例改正では他分野の実務経験を加味する改正は規定していない。

①実務経験年数に他分野の実務経験を加味

- 必要な実務経験年数の少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数には、工業用水道、下水道、道路及び河川分野における設計、積算及び現場監督等の実務経験についても算入可能とする。

②学歴・学科要件における「土木工学科」以外の課程の追加等

- 現行の学歴・学科要件では、土木工学科以外の学科を考慮していないが、機械工学や電気工学においても技術上の監督業務に必要な基礎工学を履修することに加え、水道施設における機械、電気等の設備についての知識、経験等を布設工事監督者に活かすことができる。
- 「衛生工学若しくは水道工学に関する学科目」の履修をもって、技術上の実務経験年数を1年間短縮する必要性が乏しい。

③国家資格（1級土木施工管理技士）の追加

- 布設工事の監督には、水質管理に関する知識も必要であるが、工事としては土木工事の形態をとる場合が多いことから、一定の水道の工事に関する実務経験を積み、1級土木施工管理技士を布設工事監督者として位置づけることが適当。

④小規模な水道事業者及び水道用水供給事業者（知事認可）の技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等に見直し

- 小規模事業者の場合、1つの課で水源から給水まで担当することが多く、大規模事業者より短いサイクルで水道全般に関する経験を積むことができる。
- ただし、実務経験については水道に関する実務経験のみとする。

水道技術管理者 水道法施行令 第7条 市条例 第4条

①小規模な水道事業者及び水道用水供給事業者（知事認可）の技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等に見直し

- 上記④と同様。

【資格要件見直し一覧表】

寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正(R7.6)

背景：水道行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保をすることを目的に、学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程の追加や技術上の実務経験年数の見直しをすべく、水道法施行令が改正され資格要件が緩和されたことに伴い本市条例も改正するもの。

条例第3条（布設工事監督者の資格要件）改正 ※布設工事監督者とは→「水道の布設工事」の施行に関する技術上の監督業務を行う者（市職員）

●改正前

分 類			技術上の 実務経験
大学卒業 ＜短期大学を除く＞ （ ）内は、大学院にて 衛生工学又は水道工学を 1年以上専攻した場合	土木工学科 又はこれに 相当する課程	衛生工学又は 水道工学を専攻	2年以上 （1年以上）
		上記以外を専攻	3年以上 （2年以上）
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程		5年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程		7年以上
実務経験のみ			10年以上
外国の学校において、上記に相当する課程又は学科目を修得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上			
技術士（上下水道部門 2次試験合格）	上水道及び工業用水道を選択		1年以上

●改正後

分 類		技術上の 実務経験	改正後 市条例
大学卒業 〈短期大学を除く〉 ()内は、大学院にて 衛生工学又は水道工学を 1年以上専攻した場合	土木工学科 又はこれに相当する課程	1年6月以上 (1年以上)	3条(1) (3条(8))
	機械工学科・電気工学科 又はこれらに相当する課程	2年以上 (1年6月以上)	3条(2) (3条(8))
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科 又はこれに相当する課程	2年6月以上	3条(3)
	機械科・電気科 又はこれらに相当する課程	3年以上	3条(4)
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科 又はこれに相当する課程	3年6月以上	3条(5)
	機械科・電気科 又はこれらに相当する課程	4年以上	3条(6)
実務経験のみ		5年以上	3条(7)
外国の学校において、上記に相当する課程を修得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上			3条(9)
技術士（上下水道部門 2次試験合格）	上水道及び工業用水道を選択	6月以上	3条(10)
土木施工管理に係る1級の技術検定合格者		1年6月以上	3条(11)

赤字：要件緩和

条例第4条（水道技術管理者の資格要件）改正

※水道技術管理者とは→水道の管理についての技術上の業務（水道施設が施設基準に適合しているかの検査、水質検査、衛生上の措置、給水の停止等）を監督する者

●改正前

分 類		技術上の 実務経験
布設工事監督者の資格を有する者（簡易水道は除く）		不要
大学卒業 〈短期大学を除く〉	土木以外の工学、理学、農学、 医学、薬学	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学 以外	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木以外の工学、理学、農学、 医学、薬学	6年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学 以外	7年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木以外の工学、理学、農学、 医学、薬学	8年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学 以外	9年以上
実務経験のみ		10年以上
外国の学校において、上記に相当する学科目を修得した場合、それぞれに 規定する最低経験年数以上		
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けたもの（日本水道協会） が行う登録講習の課程を修了		不要

●改正後

分 類		技術上の 実務経験	改正後 市条例
大学卒業 〈短期大学を除く〉	土木工学科若しくは土木科 又はこれらに相当する課程	1年6月以上	4条(1)
	工学、理学、農学、医学、薬学 又はこれらに相当する課程	2年以上	4条(2)
	工学、理学、農学、医学、薬学以 外	2年6月以上	4条(4)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学科若しくは土木科 又はこれらに相当する課程	2年6月以上	4条(1)
	工学、理学、農学、医学、薬学 又はこれらに相当する課程	3年以上	4条(2)
	工学、理学、農学、医学、薬学以 外	3年6月以上	4条(4)
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科若しくは土木科 又はこれらに相当する課程	3年6月以上	4条(1)
	工学、理学、農学、医学、薬学 又はこれらに相当する課程	4年以上	4条(2)
	工学、理学、農学、医学、薬学以 外	4年6月以上	4条(4)
実務経験のみ		5年以上	4条(3)
外国の学校において、上記に相当する課程を修得した場合、それぞれに規定す る最低経験年数以上			4条(5)
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けたもの（日本水道協会） が行う登録講習の課程を修了		不要	4条(6)
技術士（上下水道部門 2次試験合格）	上水道及び工業用水道を選択	6月以上	4条(7)
土木施工管理に係る1級の技術検定合格者		1年6月以上	6条(8)

赤字：要件緩和

青地：改正前「布設工事監督者の資格を有する者」を列記